

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル運用について（麻薬は除く）

当院では外来患者さんの薬局での待ち時間短縮および処方医や保険薬局の負担軽減を目的として平成 22 年 4 月 30 日付 厚生労働省医政局長通知「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」を踏まえ下記項目の疑義照会をプロトコルし、薬剤師法第 23 条 2 に規定する医師の同意がなされたとする「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」の運用を開始しています。

1. 疑義照会の不要項目

① 一包化指示の追加 ※一包化加算算定可
条件：以前に一包化調剤歴のある患者又は患者・家族・介護者の希望時に追加
② 残薬調整による日数・回数・枚数の変更
条件：患者・家族・介護者の希望時に残薬確認後に変更 但しゼロには出来ない
③ 湿布薬の月総量が 70 枚を超える場合の総量減量
条件：患者・家族・介護者へ減量の説明後に変更
④ 月〇回、週〇回、隔日の指示薬剤の日数・回数・枚数の変更
条件：患者・家族・介護者へ残薬確認後に変更 但しゼロには出来ない
⑤ 規格変更：例 5m g 2 錠→10m g 1 錠
条件：当院より処方歴のある薬剤規格へのみ変更
⑥ 日数制限を超えた向精神薬の日数短縮
条件：患者・家族・介護者へ日数短縮の説明後に変更
⑦ 非分包指示の追加
条件：一包化不可薬剤※への指示の追加
⑧ 後発医薬品への後発品変更不可欄の×削除
条件：変更不可の理由がない場合

2. 処方変更し調剤した場合の連絡

「院外処方せん疑義照会事後報告書」に記入し薬剤班へ提出又は FAX（0950-53-3009）送信をお願い致します。通常の疑義照会は処方医へ問い合わせを行った後の調剤を今後もお願ひ致します。

3. 運用開始日 令和 2 年 6 月 1 日

ご不明な点等ありましたら T E L：0950-53-2155（病院代表）又は 0950-53-2755（薬局直通）薬剤班まで連絡をお願い致します。